

広島県選挙管理委員会告示第七十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、別表のとおり指定した旨、江田島市選挙管理委員会から報告があつた。

令和五年十二月十四日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の名称	所在地	指定年月日
是長集会所	江田島市沖美町是長383番地5	令和5年12月1日
飛渡瀬交流プラザ	江田島市大柿町飛渡瀬1633番地1	令和5年12月1日